

# エストニアにおける 監督委員会構成員の義務と責任に関する一考察

清水 正 博

1. はじめに
2. エストニアにおける監督委員会の一般的な義務
3. 我が国における監査システムとの比較
4. おわりに

## 1. はじめに

エストニアにおける代表的な会社形態である *Osaühing*（非公開有限責任会社ないし有限会社）、*Aktsiaselts*（公開有限責任会社ないし株式会社）は両者とも、いわゆる二層式経営システムを採っている。

すなわち、エストニア商法（*Äriseadustik*）によれば、株主総会は監督委員会（*Nõukogu*）の構成員である監督委員を選任し（298条1項4号）、監督委員会は実際に業務執行を行う取締役を選任することになっている。これは、*Aktsiaselts* においては強行規定であるが、*Osaühing* においては任意規定であり、監督委員会を設置しない場合は、株主総会が取締役を直接選任することができる（168条1項4号）こととなっている。

エストニアにおいては、いわゆる二層式経営システムが前提となっているが、*Osaühing* は選択的に我が国と同様に一層式経営システム、すなわち株主総会が直接取締役を選任することができ、二層式経営システムなら

では取締役会、取締役の責任と義務、取締役を選任する監督委員会とその構成員（本稿では以下、監督委員とする）の責任と義務について、あわせて検討する必要があると考える。

これまでエストニアにおいて、会社の経営責任をめぐる裁判例では取締役に対して提起されるものが多く見られたが、その取締役を選任した監督委員、監督委員会の責任については明らかにされていない面が多い<sup>(1)</sup>とされている。そこで、本稿ではドイツ法や我が国におけるコーポレートガバナンスに関する議論と比較しながら、エストニアにおける監督委員会の義務と責任を中心に検討していきたい。

## 2. エストニアにおける監督委員会の一般的な義務

エストニアにおける Aktsiaselts（公開有限責任会社ないし株式会社）では、株主総会（Üldkoosoleku）は監督委員会（Nõukogu）のメンバーである監督委員を選任する。監督委員会は取締役を選任し、取締役会（Juhatus）を構成するとともに、会社の意思決定も行う。

エストニア商法315条1項では、取締役会のメンバーはそれぞれが負う義務に違反し、Aktsiaselts に損害を与えた場合、個別に責任を負うとともに、連帯して責任を負う旨が規定されている。この責任を負う期間については、5年間とされている（315条4項）。

そして、エストニア商法316条では、監督委員会が取締役会を監督、監査する旨が規定されている。監査の結果は株主総会に報告される。

監督委員会は3人以上で構成され、構成員は自然人であることが求められている（318条1項）。なお、監督委員会のメンバーは株主である必要はない（318条2項）。321条により、監督委員会は最低でも3カ月に1回開催する必要がある。

監督委員会のメンバーはそれぞれが1票ずつを持ち、過半数以上で決議される（322条）。

エストニア商法317条では、他の会社の買収、株式の移転、当該行為の取り止め、登記された不動産、動産の譲渡または譲受、エストニア国外における子会社の設立、解散、一会計年度における基準の支出額を超える投資を行うこと、一会計年度における基準の金額を超える借入または貸付を行うこと、日常的な経済活動の範囲を超えた借入または貸付を行う場合には、監督委員会の同意が必要となる旨が規定されている。なお、この規定は例示的になされているものと考えられ、監督委員会の同意が必要な行為はこの規定に限定されるわけではないようである。実際、エストニア最高裁判所では、特定の取引に監督委員会の同意が必要か否かについて、取引の規模と性質を考慮する必要がある<sup>(2)</sup>と述べている。

同条6項では、監督委員会が、その機能を果たすために、Aktsiaseltsのすべての書類を監査するとともに、財務状況、法令定款に従った経営がなされているかを確認する権利を有するとされている。

また、監督委員会は取締役会に対し、会社の業務報告をもとめるとともに、貸借対照表の作成を要求する権利を有する(317条7項)。予算の承認に関して、定款で株主総会に権限を付与することをしていない場合、原則として監督委員会に予算を承認する権限がある。

ここで、エストニア商法では監督委員会が取締役会の行為の差し止めをする権限については明記されておらず、監督、監査の範囲または仮に取締役会の違法行為が確認されたとして、それを差し止める義務の有無については不明確であるという批判がある。

エストニア商法317条6項においては、監督委員会はその責任を果たすために、会社のすべての文書を調査し、会計の正確性、資産の存在、企業活動に際して法令、定款、株主総会決議事項を遵守しているか否かを監査、監督する権限を有する旨規定しているが、この権限を行使する基準や行使することによって何をなすべきかは明らかではない。ここで、監督委員会が判断すべき情報は取締役会が把握し、意思決定を行う前提として利用された情報に限定されるのかという点で議論の余地があると考えられる。

さらに、監督委員会が、取締役会の監督、監査責任を果たすために、自身の役割として経営活動を調査するために情報収集活動を行わなければならない義務まで生じるか否かは検討の余地があると考ええる。

監督委員会の積極的な情報収集活動に関して、エストニアと同様に二層式経営システムを採用するドイツにおける議論では、会社の業務報告書が不明確、不完全等の場合や取締役の不正行為を示すものと信じられるものがある場合に限定して、監査役会が取締役の活動を調査する義務がある<sup>(3)</sup>というものも見受けられる。

エストニア商法315条1項では、各取締役は法令または定款に違反し、会社に損害を与えた場合、連帯して責任を負う旨を規定しているが、同法327条では、監督委員についても監視、監督義務に違反した場合、連帯して責任を負う旨を規定している。このとき、監督委員は、取締役会、取締役の違法行為に関する決定に同意をせず、すなわち相当の注意をもって監督、監視義務を果たしたことを証明することによって一例えば、議事録に異議を述べたことを残すなどにより、責任を免れることができるとしている。

しかしながら、前述の通り、監督委員会には、特定の取引について取締役会の意思決定、会社の日々の活動について同意権を有しており、会社の経営に関しての責任の一部を担っていると解することができる。そのため、監督委員会の責任を取締役会の責任と同様に捉えるべきか、それとも区別して捉えるべきかも明確でなく、議論の余地があると考ええる。また、監督委員会、監督委員の責任追及のために、前提として取締役会、取締役の行為の違法性、法令、定款違反行為が必要となるかについても検討が必要であろう。

債務超過状態に陥った会社の取締役が、会社の主要な財産を適切な対価を下回る価格で譲渡したことにつき、監督委員が適切な監督義務を果たさなかったとして、破産管財人により、取締役と監督委員に対して提起された損害賠償を求めた訴訟について、第1審では監督委員会が適切な監督義

務を果たさなかったことにより損害が発生したと認定した。控訴審では、取締役に対する責任を認めたが、監督委員に対する責任は認めなかった。この理由として、取締役会、取締役は自らの責任に基づいて職務遂行し、これについて監督委員会は干渉する権利はないため、取締役会と監督委員会の機能は異なるためとした。あわせて、会社の財産の減少により生じた損害に関して、監督委員会は取締役会を監督、監視する必要があるが、監督委員は取締役についての責任を問える場合にのみ責任を問うことができると判示している。

すなわち、控訴審では原則として、監督委員会の責任はあくまで二次的なものと理解しているものと推察できる。

エストニア最高裁判所は、本件について、控訴審判決を棄却し、会社財産の減少についての取締役の責任について検討すべく、一部差戻しをしたが、監督委員の責任は取締役の義務違反があって、はじめて責任追及できるという部分については明確に否定をしておらず、取締役会、取締役の判断、行動により、会社に損害が発生しない限り、監督委員会、監督委員の責任追及をすることはできないと解することもできる。

しかしながら、監督委員会、監督委員の義務、責任の範囲などについての判断がなされておらず、取締役会、取締役の責任、義務違反があれば、連動して監督委員会、監督委員の責任、義務違反が認定されやすくなる可能性も否定できず、理論的な問題が残されているといえる。

### 3. 我が国における監査システムとの比較

我が国においては前述の通り、一層式経営システムが採用されており、会社法329条1項により、株主総会が取締役を選任することが定められている。取締役の業務執行の監査については、会社法381条1項において、監査役が取締役の職務の執行の監査をする旨が定められており、監査役は、いつでも、取締役及び会計参与並びに支配人その他の使用人に対して

事業の報告を求め、又は監査役設置会社の業務及び財産の状況の調査をすることができる（同条2項）。

監査役は、取締役が不正の行為をし、若しくは当該行為をするおそれがあると認めるとき、又は法令若しくは定款に違反する事実若しくは著しく不当な事実があると認めるときは、遅滞なく、その旨を取締役に報告しなければならない（会社法382条）、取締役が株主総会に提出しようとする議案、書類その他法務省令で定めるものの調査義務もあり、この場合において、法令若しくは定款に違反し、又は著しく不当な事項があると認めるときは、その調査の結果を株主総会に報告しなければならない（同法384条）。

会社法385条1項では、監査役は、取締役が監査役設置会社の目的の範囲外の行為その他法令若しくは定款に違反する行為をし、又はこれらの行為をするおそれがある場合において、当該行為によって当該監査役設置会社に著しい損害が生ずるおそれがあるときは、当該取締役に対し、当該行為をやめることを請求することができる旨、いわゆる取締役の違法行為の差止請求権について規定している。

ここで、二層式経営システムのエストニアの状況と単純に比較することはできないが、我が国の監査役の役割や義務と責任に関する部分について、前述のエストニアにおける監督委員の役割や義務と責任に照らして検討すると、エストニアにおける監督委員は、エストニア商法317条により、会社の重要事項、日常の業務の範囲を超える部分についての同意権はあるものの、我が国の監査役のように、違法行為の差止請求権は認められていない。そのため、エストニアにおいては、取締役の法令定款違反行為等に対する事前チェックが機能しづらいと考える余地もある。すなわち、エストニア商法では、取締役の行為に関し、本来であれば、317条の監督委員会の同意が必要であるにもかかわらず、同意を得ずに行為をすることは可能であると解することができる。

この点、エストニアと同様に、具体的な経営執行を行う取締役とそれを監督する監査役会とに分かれている二層式経営システムを採っているドイ

ツ法を参考にすると、株式法111条4項2文において、監査役会は取締役を選任し、監督し、助言するとともに、企業にとって根本的意義を有する決定については同意留保制度を通じて拒否権を有する旨が規定されている。エストニア商法では、監督委員が拒否権を行使することまでは規定されておらず、監督委員の監査、監督の度合いについては、ドイツ法と比較してやや弱いものと考ええる。

また、我が国において、監査役会は、①監査報告の作成、②常勤の監査役の選定及び解職、③監査の方針、監査役会設置会社の業務及び財産の状況の調査の方法その他の監査役の職務の執行に関する事項の決定を行う（会社法390条2項）ことを職務としており、その決議は監査役の過半数をもって行い（同法393条1項）、議事については、法務省令で定めるところにより、議事録を作成し、議事録が書面をもって作成されているときは、出席した監査役は、これに署名し、又は記名押印しなければならない（同条2項）。

このとき、会社法393条4項は、監査役会の決議に参加した監査役が、議事録に異議をとどめない場合は、その決議に賛成したものと推定する旨規定しており、各監査役が決議に際し、反対ないし異議がある場合は、積極的に意思表示すべきことを示している。すなわち、各監査役の『消極的な賛成』、『明確に反対しきれなかったもの』については、決議に賛成したものと推定され、その後、監査役の任務懈怠の有無の判断に一定の影響を及ぼす可能性が示されているといえる。エストニア商法においても、監督委員自身で異議がある場合には、議事録に異議があったことを残すことなどにより責任を免れることが規定されているが、我が国の会社法393条4項において問題とされるような、『消極的な賛成』、『明確に反対しきれなかったもの』などについての扱いについての規定は存在せず、同条項のような規定を設けることによって、各監督委員の真摯な職務行為が期待できるものと考ええる。

ところで、我が国における監査役をはじめとした取締役、会計参与は会

社法329条1項括弧書の中で株式会社の役員とされ、同法330条において、株式会社と役員との関係は委任に関する規定に従う旨規定されている。民法644条では、受任者は、委任の本旨に従い、善良な管理者の注意をもって、委任事務を処理する義務を負う旨規定している。いわゆる善管注意義務であるが、監査役を含む役員等に要求される善管注意義務の内容は本来的に多義的であり<sup>(4)</sup>、抽象的、一般的には、社会通念上、その地位にある者に通常要求される程度の注意をもって、職務を遂行すること<sup>(5)</sup>といえる。それでは、具体的に、その地位にある者に求められる程度の注意とはどのようなものであろうか。ここでは、平均的一般人ではなく、具体的行為者として要求される注意義務、委任契約の信頼関係からとくに期待される誠実な受任者としての注意義務である<sup>(6)</sup>と考えられる。

エストニアにおける監督委員についても、平均的一般人ではなく、具体的行為者として要求される注意義務、委任契約の信頼関係からとくに期待される誠実な受任者としての注意義務としての善管注意義務を觀念することにより、監督委員の責任と義務について個別具体的に検討を行っていくべきであると考ええる。

そして、そのように考えることにより、監督委員の注意義務の水準、内容は会社の規模、業種の異なり、当該監督委員の置かれた立場により異なることになるものと考ええる。

我が国においても、金融機関の取締役が、金融機関の信用の維持、預金者の保護、銀行の健全性への社会的要請などから、一般の事業会社の取締役と比べて高度の注意義務を負うものとする判例もあり、エストニアにおいても妥当するものと考ええる。

特に専門的能力を評価されて監査役に選任された者に期待される注意義務の水準は高くなる傾向<sup>(7)</sup>があるといえる。

東京高判昭和58年4月28日判時1081号130頁は、昭和41年1月ごろ税理士であるX(原告・控訴人)が、不動産売買業を営むY株式会社(被告、被控訴人)の監査役に就任したところ、就任と同時期に、Y会社は毎営業

年度の決算期毎に、決算書類の作成及びこれに伴う納税申告の事務処理を X に委任し、報酬についてはその都度 Y 会社代表取締役と X とが協議して定める報酬を後払い分割方式で支払う旨の話し合いが成立していたが、その後、昭和52年3月29日、Y 社の株主総会において、X に対し意思陳述の機会を与えずに、X を監査役から解任されたことを受けて、Y 会社に損害賠償した事案である。

X は、①法人税法62条に基づき、Y 会社が割賦で不動産を譲渡した際に、売上収益としては当期中に支払期日が到来した賦払金の額を基礎として算出すればよいところ、X は昭和48年4月の決算にあたり、昭和47年5月ころ以降の売買契約高を全部収益として計上すべきであると指導したこと、②一時払いの不動産の売買についての売上計上時点は引渡時でよいところ、X は昭和47年4月の決算にあたり、昭和46年5月ころ以降の販売につき、僅かの手付金が支払われた時点で売上を計上したため、未実現利益を過大に計上する結果となり、Y 会社は税金を余分に納めさせられたこと、③不動産の売買を業とする Y 会社としては租税特別措置法53条により価格変動準備金を計上することができないにもかかわらず、X は昭和47年4月の決算にあたり、価格変動準備金として1000万円を計上し、これが利益処分とみなされ、400万円の税金を納めなければならなかったこと、④昭和49年度から租税特別措置法63条に基づき、法人の不動産譲渡益について通常の法人税の他に、譲渡利益金額に対し20%の税率で計算した税額を重課する制度が施行されたが、土地と建物を一括して譲渡した場合における譲渡価額のうちの建物の譲渡価額と土地の譲渡価額の区分に関しては特例が定められたにもかかわらず、X はこれを知らず何らの指導もしなかったことなどの税務処理上の過誤を犯したとして、東京高判は「監査役は善良なる管理者の注意を用いて事務を処理する義務を負い（旧商法280条、254条3項、民法644条）、取締役の職務の執行を会計のみならず、業務全般にわたって監査する権限（旧商法274条、275条）を行使するについても、これに必要な識見を有することが期待される」ため、監査役で

ある X 自身が①～④のような「明らかな税務処理上の過誤を犯したことは、Y 社に与えた実害の有無、程度にかかわらず、監査役として著しく不適任であるといわざるを得ない」とし、①～④のような「税務処理上の過誤を侵した X をそのまま Y 社の監査役の地位に留め置くことは無理であり、ひっきょう、Y 社が X を Y 社の監査役から解任したことには正当な理由があるというべきである」と判示した。

エストニアにおいても、監督委員の選任にあたり、専門的な資格、職務等を評価されて行われた際には、その者に期待される注意義務の水準は高くなるものと考えられる。

ここで、監査役の場合も、監査対象として何を選ぶかに等につき、一種の『経営判断』を迫られていると考えることにより、取締役と同等の注意義務を負いながらも、一定の枠組みでその一種の『経営判断』を尊重することもできる。

エストニアにおける監督委員については、我が国における監査役としての職務だけではなく、会社の重要事項等に関して同意を与える権限もあり、その職務の中では多くの『経営判断』をしていると評価することもできる<sup>(8)</sup>。

#### 4. おわりに

エストニアにおける監督委員の義務と責任についての議論は徐々に注目されてきているが、判例の蓄積もわずかであり、今後、判例の蓄積を待つとともに、エストニア国内での議論状況の検討、エストニアと同様の二層式経営システムを採るドイツ法との比較検討を行っていきたいと考える。

また、本稿においていくつかの検討を行った我が国における規定を、エストニア商法に反映することが可能か否か、今後も検討を行っていきたいと考える。

注

- (1) Andres Vutt & Margit Vutt, "Duties and Liability of the Members of the Supervisory Board of Limited Companies in Estonia" (JURIDICA INTERNATIONAL LAW REVIEW, UNIVERSITY OF TARTU) No. 26 (2017), pp. 67
- (2) CCSCd 3-2-1-9-16、CCSCd 3-2-1-26-17
- (3) W. Holters (Hrsg). Aktiengesetz. Kommentar. Verlag C.H. Beck Munchen. 2. Auflage 2014.- Hambloch-gesinn / gesinn, Rn 11.
- (4) 藤原俊雄「監査役の任務懈怠責任」明治大学法科大学院論集第10号(2012年) 259頁。
- (5) 酒巻俊雄・龍田節(編集代表)『逐条解説会社法第4巻 機関・1』247頁 [藤原俊雄](中央経済社、2008年)
- (6) 藤原(前掲・注4) 259頁。
- (7) 江頭憲治郎『株式会社法』(有斐閣、第7版、2017年) 434頁。
- (8) しかしながら、監査役の場合、どのようにして監査を実施するかという監査役の職務権限行使における裁量の問題であり、『経営判断』という言葉は比喩的表現としても議論を混乱させかねず適切ではないとする見解(藤原(前掲・注4))もある。